

2019年(令和元年)12月26日 木曜日

あれこれ 法律

Q 労働基準法の改正で今年4月から年次有給休暇の取得が義務化されたと聞きました。内容を教えてください。

A これまで有給は従業員が会社に「いつ休みたい」ということを伝えて取得していましたが、消化されない場合が多くなため、全ての企業で少なくとも年5日の有給を取得させることが義務付けられました。

使用者は労働者が雇い入れの日から6ヶ月継続して勤務し、全労働時間の8割以上出勤した場合、年間10日の有給を与えなければなりません。

パートタイムなど労働時

間が週30時間未満の従業員は労働日数に応じて比例付与されます。義務化の対象者は、10日以上有給になります。

企業は、有給を管理す

め決める方法です。いずれにしても、計画的に付与して、業務に支障が生じないようにする必要があります。あと数カ月で1年の期間を迎える社員が出てきます。有給の取得状況を確認して取得できていない社員については対応が必要になります。

(弁護士 松田健太郎)

年次有給休暇取得が義務化

年間10日、計画的に付与

る帳簿を作成し、有給を計画的に付与する方法を検討しなければなりません。

付与の方法は、個別指

定方式と計画年休制度の導入が考えられます。

個別指定方式は、会社が従

業員ごとに有給の取得日

数をチエックして、消化

が5日未満の従業員に

は、有給日を個別に指定

する方法です。計画年休

制度は、労使協定で各従

業員の有給日をあらかじめ決める方法です。

いずれにしても、計画

的に付与して、業務に支

障が生じないようにする

必要があります。あと数

カ月で1年の期間を迎

える社員が出てきます。

有給の取得状況を確認して

取得できていない社員につ

いては対応が必要にな

ります。